平成２５年（フ）第７４２０号
東京都江戸川区東松本２丁目２番15号
破産者　有限会社ヨシノ
1　決定年月日　平成25年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７４２１号
東京都葛飾区細田４丁目５―11
破産者　吉野　政芳
1　決定年月日　平成25年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７４６２号
神奈川県横浜市中区羽衣町２丁目５番地３
破産者　株式会社ベネフィット
1　決定年月日　平成25年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７４６８号
東京都江戸川区谷河内２丁目13番15号
破産者　株式会社アイヴィックコーポレーション
1　決定年月日　平成25年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７４６９号
埼玉県坂戸市薬師町１番地２―301
破産者　池田　幸夫
1　決定年月日　平成25年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７４７１号
東京都小平市花小金井１丁目８番地２―421号
破産者　株式会社マサ・インターナショナル
1　決定年月日　平成25年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７４７２号
東京都小平市花小金井南町１丁目10―14―203
破産者　川戸　正人
1　決定年月日　平成25年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７４８７号
東京都文京区大塚３丁目６番１号
破産者　株式会社インタークロス
1　決定年月日　平成25年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７４８８号
埼玉県上尾市東町１丁目12―11―202
破産者　飯島　勇二
1　決定年月日　平成25年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７４９８号
東京都葛飾区奥戸７丁目９番５号
破産者　株式会社創工自動
1　決定年月日　平成25年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７４９９号
東京都葛飾区奥戸８丁目20―23―403
破産者　伊藤　　譲
1　決定年月日　平成25年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７５０９号
神奈川県横浜市中区常盤町２丁目15三洋ビル２Ｆ
破産者　ジオファクトリー株式会社
1　決定年月日　平成25年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７５１５号
千葉県市川市押切13番11号
破産者　株式会社ニシキノ・ピーアンドシー
1　決定年月日　平成25年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７５３１号
東京都新宿区歌舞伎町１丁目３番16号
破産者　有限会社芙蓉商事
1　決定年月日　平成25年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７５３２号
東京都杉並区高円寺南２丁目８番１―813号
破産者　有限会社オーク商事
1　決定年月日　平成25年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７５３３号
東京都杉並区松ノ木３丁目33―６
破産者　新崎　清美
1　決定年月日　平成25年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７５３４号
東京都杉並区松ノ木３丁目33―６、住民票上の住所東京都新宿区西新宿４丁目30―９―208
破産者　折原　正浩
1　決定年月日　平成25年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７５５０号
東京都世田谷区粕谷３丁目28番11号
破産者　株式会社恵秀
1　決定年月日　平成25年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７５５１号
千葉県船橋市芝山２丁目３―５―604
破産者　遠藤　秀司
1　決定年月日　平成25年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７５７９号
東京都渋谷区幡ヶ谷２丁目21番２号
破産者　株式会社アクトコア
1　決定年月日　平成25年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７５８９号
東京都港区芝１丁目14番４号
破産者　株式会社健康一番
1　決定年月日　平成25年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７６１０号
福島県郡山市若葉町21―７―411、住民票上の住所東京都江東区潮見２丁目１―８―406
破産者　庄司　康浩
1　決定年月日　平成25年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部